特別記事

唐亮君学位請求論文審査報告

唐亮君提出の博士学位請求論文「現代中国の党政関係――組織、人事、イデオロギーと政治過程――」の構成は左記のごとくである。

序章　現代中国政治における党政関係研究
第一部　党と国家の権力構造に関する制度論的研究
　第一章　中国の行政機関における党グループ
　第二章　中国共産党の行政担当機構
　第三章　「党管幹部原則」と行政機関の人事管理
第二部　党と国家の権力構造に関する事例研究
　第四章　一九五六～五七年の中国共産党のイデオロギー管理
　第五章　大躍進運動の政治過程
　第六章　大躍進運動の権力構造
第三部　党政関係の改革とその展望
　第七章　一一期三中全会以後の中国国営企業における党政関係の改革
　終　章　近代化過程と権力体制

本論文は、第一部で中国の党政関係の制度的側面を明らかにし、第二部で一九五〇年代を例にとって党政関係の実態分析を行い、第三部で最近の党政関係の変化と展望を示している。

周知のように、中華人民共和国の政治体制は、国家の行政機構と中国共産党組織の二重支配によって特徴づけられている。しかし、その実態においては、共産党が行政機構を支配し、さらにそれを通して社会全体にその支配を及ぼしている。したがって、中国における党政関係、あるいは党の政府に対する支配の解明は、現代中国政治を理解するための一つの重要な鍵であるといわなければならない。しかるに、この問題はこれまで現代中国政治研究のなかでほとんど明らかにされてこなかった。その主要な原因は、中共自身が自らの権力を解剖されることを望まなかったために、党の支配にかんする資料を公開しなかったことにあると考えられる。この状況は今日においても基本的には変っていない。しかし、改革と開放の現状において、関連資料が部分的にではあるが、公表されてきているのも事実である。この論文は、このような困難をかかえつつも、中国における党政関係を体系的に解明しようとするものである。

まず序章では、本研究の意義、既存の研究の批判、本論文の構成、そこで使用される重要概念の説明が行われる。特に注目すべき点として、唐君は本研究の意義として以下の三点を指摘

している。㈠中国社会における中共の「絶対的指導」を確保するための、行政機構に対する党の支配を解明すること。㈡現代の政党の研究の一環として、政治体系に対応した政党と政府の関係を明らかにすること。㈢中国の改革・開放の将来展望のなかで、党政関係が一つの焦点となるというのがそれである。

さらに、本研究の基礎として限られた既存の研究の問題点を唐君は以下のように指摘している。第一は、組織、人事、イデオロギー管理の面で党がどのようにして行政組織を支配するかに関する研究が欠けていることである。第二は、具体的政治事件を通して、党への高度な集権体制がどのような政治問題を生みだしてきたかが十分解明されていないことである。著者は、かかる観点から第二部で一九五〇年代後半の問題をとりあげる。そうすることによって、政治過程に従来とは異った解釈が加えられることが期待される。第三は、従来中国の学者がイデオロギー的束縛から党政関係の問題を正面からとりあげなかったこと、それと同時に西側の学者も異ったイデオロギー的立場から行政組織に対する党の支配を前提とし、その実態をあまり分析しなかったことである。

第一章は、中国の行政機関における党グループの問題を多面的に扱っている。中国共産党は、中国社会における独裁的指導を確保するために、行政機構、民主諸党派、一般人民に対する支配を確実にしなければならなかった。そのために県級以上の行政機構のなかに少数の党員からなる「党グループ」が設置された。それは、中央および上級の党委員会に責任を負い、各行政機構内の党グループから相互に独立した、中共の指導的中核である。唐君は、この制度を、選挙を通して政権を獲得する議会制民主主義下の政党とは異った、中国に特有な政党と行政機構との関係としてとらえている。

本章はかかる党グループの歴史、役割、問題点を主として制度的な観点から、そして時には実態との関連において分析している。それらの分析を通して、党グループが中共中央から与えられた行政活動上の意思決定を行うこと、重要な行政政策に関して原案を作成し、党中央に提出すること、行政機関の最高指導部人事の提案権とそれ以下の人事に対する任免権の行使、行政機関内の党の基層組織に対する指導などの役割を果たしていることが明らかにされている。

しかし、中国社会の近代過程でこの党グループがいろいろな問題を生みだしていることも否定しえない事実である。例えば、党グループは党規約のなかで設けられているだけであって、法律上の規定のない、いわば超法規的な存在である。したがって、それは法的制約を受けることなく、そこでは党の政治的配慮が行政事務の効率的遂行を妨げることになる。それはまた、非共産党員の行政幹部を「有職無権」の立場においやることになり、彼らのもっている知識、能力を十分に動員できないことになる。

かかる問題に直面して中共は、党政分離の原則の下に、一九八七年に行政機関における党グループ廃止の方針を打ち出した

が、一九八九年の天安門事件以来党の指導の強化をはかるために、党グループの復活を決定したのである。したがって、この研究は、近年の中国社会・経済の巨大な変動にもかかわらず、政治的には依然として中共が権力を掌握していることを示唆している。本章は、資料的制約にもかかわらず、中共の支配の中核たる党グループを解明したわが国最初の論文として、学界においても高く評価されている。

第一章で述べたように、党グループが中共の行政機構に対する支配の中核であったとしても、増大する具体的な行政事務を掌握するために、より大規模な組織が求められる。そのために各級党委員会に設置されたのが党の行政担当機構（「党与政府対口設部」）である。第二章はこの問題を扱う。それは、担当業務によって系統が分れる。治安・法律関係の「政法系統」、教育・衛生関係の「文教系統」、財政・金融関係の「財政系統」、産業関係の「工業系統」がそれである。

唐君は、極めて限られた資料に基づいて、この党の行政担当機構の果たす役割を解明している。その権力行使は、間接的に行政機構内の党グループを通す場合と、直接的に行政機構に対する場合とに分れる。党の行政担当機構が果す第一の役割は、政策指導である。それは、所管行政問題にかんする政策草案をまとめ、所属党委員会に提出すること、政策決定、政策実施などからなっている。第二は人事管理であり、党委員会との協力の下に行われる行政機関の重要幹部の任免、幹部管理制度の制定などがある。第三は行政機関の部局間調整であり、第四は行政機関内の党グループと基層組織に対する政治思想工作の指導である。

唐亮君はかかる党の行政担当機構の役割を明らかにしたのち、そこに内在する問題点をも指摘している。つまり、党の行政担当機構の存在そのものとその肥大化は国家財政を圧迫し、党政癒着による腐敗を生み出すのである。さらに、党と政府の二重支配体制は行政の非効率化をもたらし、近年の党政分離の方針にも反する。かかる矛盾に直面して中共は一九八七年の一三全大会において党の行政担当機構の廃止を決定したが、党の独裁的支配を確保するための政法系統の機構が依然として残されている、というのが唐君の結論である。

本章は、第一章と合わせて考えるとき、これまで明らかにされてこなかった中共の支配の構造を体系的に解明したものとして、非常に高く評価される。

すでに前二章における行政機関に対する中共の支配機構の検討のなかで示唆されてきたが、その支配の重要な機能の一つが人事管理にあった。唐君は、中共の行政機関に対する「支配を実現するには、中共が行政人事を完全に掌握することがもっとも肝要であ」り、中華人民共和国の歴史において「中共の行政人事に対する絶対的指導権は一度も揺るがなかった」と考える。そして、その指導権の中核をなすのが、「党管幹部原則」（党が幹部を管理するという原則）である。第三章はこの問題を扱う。

中共は、上記の原則を貫徹するために、行政人事管理制度と人事政策の完全な決定権を有している。その前提に基づいて、中共の行政人事管理は、政法、工業、農業、交通・運輸などの分野別に幹部を扱う「分部管理」と、中央から地方にいたる党の各級の事務機構が扱う「分級管理」からなっている。著者は、かかる人事管理構造における党の組織部の重要性、および行政幹部の政治的忠誠を確保するための管理の制度と実態を明らかにしている。

今日近代化過程にあって、中国の行政幹部はいろいろな問題をかかえているが、唐君はその重要な根源がこの人事管理制度にあると考える。つまり、行政幹部管理における政治的忠誠の重視が業務能力の低下を招いているのである。しかしそれにもかかわらず、中共は、その支配の安定を確保し、官僚の独立化を阻止するために、依然としてこの原則を堅持している、というのが著者の結論である。以上が第三章の論旨であるが、唐君は制度と実態の両面から行政機構に対する党の支配について実証的な分析を行っている。

これまでの諸章が行政機関に対する党の支配を主として制度的側面から扱ってきたのに対し、第四章以下はその実態分析にあてられる。まず第四章はイデオロギー管理の問題をとりあげる。党のイデオロギー操作はその行政機関、さらには中国社会全体に対する支配の重要な手段であることはいうでもない。

唐亮君は、イデオロギーとは「主義、思想と基本的な政治的主張を実現する実践的綱領」であると規定する。中共は自らの支配を維持するためにこのイデオロギーを「拡大解釈」し、その「管理」(操作)は「原理・原則と国家の基本制度の域を越え、政策、行政、組織管理および日常の発言にまで及」ぶのである。第四章は、かかるイデオロギー管理の観点から、一九五六～五七年の「百花斉放、百家争鳴」(「放鳴」)から反右派闘争への転換過程を分析している。

この自由化からその収束に至る過程について、従来大別して二つの見解が存在していた。第一は、ひとまず自由化によって知識人・民主諸党派の隠された批判を引き出し、それをたたこうとしたという「陰謀説」である。第二は、新たな社会主義建設の段階に入って中共は知識人の協力を必要としたため、自由化政策を実施したが、予想を越えた党批判に驚き、ハンガリー事件の教訓と相まって、知識人・民主諸党派の弾圧に乗り出したとする説明である。唐君は、これらの説がいずれもこの過程を中共指導部と知識人・民主諸党派との対立としてとらえ、「それに連動して現れた大衆と幹部との対立、党内闘争が反右派闘争の発動に与えた影響は十分に考慮されて」いないと批判する。この問題点の解明にイデオロギー管理の視点が必要になるのである。

唐君は、一九五六～五七年の政治過程の分析から以下の結論を引き出している。中共の提起した自由化政策は、知識人・民主諸党派の中共批判を引き出したばかりでなく、中共幹部の官

僚主義・セクト主義に対する労働者、農民、青年学生の様々な形態における異議申立てを生み出した。毛沢東は、一面では知識人、大衆の不満を引き出すことによってその協力を獲得するとともに、他面ではこれらの批判を利用して党員幹部の作風の改善を意図したのである。しかし、党員幹部の素質、経験不足などの要因により、これらの批判は体制の許容しうる範囲を越えたと感じられた。しかし、唐君は、その時点においても中共の権力基盤は依然として強固であり、イデオロギー管理によって政治批判を抑制し、中共幹部の不満を緩和することが可能であったと考える。それにもかかわらず毛沢東をはじめとする中共中央は反右派闘争に転じ、一九五七年五月中旬から知識人・民主諸党派をおびき出し、自由に批判させておいて、彼らをたたくという政策に転じたのである。反右派闘争は下部組織の批判者に対する個人的情報と結びついて、一層拡大していった。その意味で、放鳴から反右派闘争への転換は、硬直化したイデオロギー管理の結果であったのである。かかる唐君の解釈は、この時期に関する従来の見解に新たな光をあてたものとして高く評価される。

第五章は大躍進運動期の政治過程を扱う。大躍進運動は一九五七年一一月毛沢東の呼びかけの下に開始された、工業、農業、文化、教育、衛生などの面における飛躍的発展を通して急速な工業化を達成しようとした運動であった。しかし、この運動は高すぎる生産指標を達成することができず、経済的混乱と多大な人的・物的犠牲を生み出したばかりでなく、一九五九年夏の廬山会議における彭徳懐の失脚を含む、後年の文化大革命につながる政治的対立を残して失敗に終った。

従来、この運動が高い指標をかかげ、急進的政策を追求した原因として、毛沢東をはじめとする党中央指導部の経験不足、幹部の命令主義、成果の水増し報告などが指摘されてきた。唐君はこれらの要因を否定するわけではないが、運動失敗のより本質的な原因が党政関係における党の高度に集権的な権力構造にあったとして、運動の政治過程を分析したのがこの第五章である。大躍進運動の中心は鉄鋼と食糧の大増産であり、ここでは鉄鋼の増産を目指す「大煉鉄鋼運動」がとりあげられる。

かかる視角から分析された大躍進運動の説明は斬新である。鉄鋼生産の高い指標を達成するために、生産活動は既存の鉄鋼企業から大衆をも動員した全国的な「大煉鉄鋼運動」へ発展していった。著者は、一九五八年度の鉄鋼生産指標の決定過程、それを実現するための大衆動員、および一九五九年以降の政策調整の三段階に分けて分析している。

この急進的な鉄鋼生産政策を追求した毛沢東らの党中央指導部には確かに経験不足や過信があった。しかし、周恩来、陳雲、劉少奇らの慎重論もあったことは確かである。それにもかかわらず、毛沢東のカリスマ的権威に基づいた集権的権力構造のなかにあっては、これらの指導者でさえひと度党中央で決定された政策に正面から反対することが不可能であった。そこで彼ら

は権力闘争にまきこまれることをおそれ、沈黙を守るか、毛沢東に同調していったのである。

彭徳懐は、一九五九年夏の廬山会議であえて毛沢東の急進的政策に挑戦した。しかし、毛沢東は「大煉鋼鉄運動」の急進性を知りつつも、彭徳懐の批判を自分と党中央に対する挑戦と見なし、彭を排除していった。毛はこの運動のもたらす悪影響を顧みなかった。かくして唐君は、「この時点で毛沢東にとって、『大煉鋼鉄運動』を持続させ、その正当性を認めさせることは、工業化を推進させるというより自己の『権威』を維持するために必要であった」と結論づけている。

前章は、大躍進、特に「大煉鋼鉄運動」の政治過程を党の高度に集権的な権力構造によって説明してきた。それに対して第六章は同じ分析対象を設定しながら、そこにある権力関係の特徴を解明しようとしたものである。唐君は、ここでいう政治権力を「政策の決定権及びそれに深く関わるイデオロギーの解釈権、人事の支配権」と規定し、党組織と国家機関、国家と社会、中央と地方、毛沢東と中央指導部の権力関係を「大煉鋼鉄運動」を通して検討している。

第一の党組織と国家機関の関係についてみれば、「大煉鋼鉄運動」のなかで党の「大権独占」が主張された。つまり、各級の党組織は一般の政治指導の範囲を越え、行政に介入することによって社会全体を掌握しようとした。その結果、国家機関の権限は形骸化され、鉄鋼生産という行政・経済の領域において、政治・イデオロギー上の配慮が先行し、大きな生産上の損失をもたらしたのである。

第二の国家と社会との関係については、「大煉鋼鉄運動」における大衆運動方式が検討される。確かにこの運動には多くの大衆が動員されたが、大衆が自らの利益に反する政策、非現実的な生産目標、非合理的な生産方法に対して異議申立てをできないような党・国家と大衆との権力関係の存在を唐君は指摘している。

第三に中央と地方との関係については、「大煉鋼鉄運動」の初期段階には業務の遂行のために権限を地方に移行した時期があった。しかし、党中央は常にイデオロギー解釈権と人事権によって地方指導者の忠誠を掌握する体制を維持した。そのことが、運動に誤りが生じた時に、地方の現場から中央に修正を求める動きを阻害したのである。

第四の毛沢東と中央の指導者との関係については、すでに前章の分析でも触れられているところであるが、毛沢東思想に象徴されるイデオロギー解釈権、人事権、カリスマ的権威によって、「大煉鋼鉄運動」推進の過程で問題が生じても、多くの中央の指導者の反対を許さないような権力関係が成立していたのである。唐君が、このように中国の権力構造の特徴の分析と「大煉鋼鉄運動」、ひいては大躍進の失敗と結びつけて説明していることは、現代中国政治に対する政治学的分析の成果として高く評価されてよい。

第三部第七章以下は、以上の研究に基づいて、今日の改革・開放につながる一九七八年の中共一一期三中全会以後の党政関係を扱っている。第七章は、「社会全体に対する中共の指導システムの重要な一環として」の国営企業における党政関係を論じたものである。

毛沢東時代においては、政治指導の強化が生産力の発展を促すと考えられ、高度に集権化された計画経済体制がとられた。企業内の党委員会は、企業の経営、人事、政治活動などの一切を指導しようとしたが、十分な生産力の発展をもたらさなかった。

一一期三中全会以後の、鄧小平指導下の中共は、市場経済の導入による生産力の発展に優先順位を与え、そのために国営企業に対する党の指導に一定の限界を設定する政策をとった。それは、「党政(企)分離」であり、経済発展と党の指導の均衡点を模索する試みであった。唐亮君は、一九七八年以来の「党政(企)分離」政策の展開を三段階に分けて分析している。

第一段階は、「党委指導下の工場長責任制」である。この段階で工場長は、企業の生産・経営に対する権限を拡大するが、党は依然として最高意思決定権、人事権、政治思想工作の指導権を保有していた。第二の「工場長責任制」の段階において、工場長は経営の最高意思決定権、行政面での人事権を獲得し、党に残された主要な権限は政治思想工作の指導権であった。第三段階は「工場長責任制の強化」であり、そこでは政治思想工作の指導権さえ工場長に与えられ、企業内党委はもっぱら工場長に協力する立場におかれることになった。しかし、これら三つの段階は決して円滑に進んだわけではなく、既得権益を失う党官僚からの大きな抵抗をひきおこし、妥協を余儀なくされた。特に、一九八九年の天安門事件後の情勢は政治思想工作の強化をもたらし、党政分離を後退させた。唐君は以上の政策の展開過程と決定過程を分析し、長期的には今日あるような一層の党政分離の可能性を示唆しているのである。

終章は、いわば本論文全体のまとめに相当する。党の中国社会、特に行政組織に対する支配は、近代化過程における政治的安定性にかかわる問題である。それは、中国の問題であると同時に、他の近代化過程の社会にも共通する問題である、というのが唐君の問題意識である。

唐君は、中華人民共和国の政治構造の特徴を、「高度な集権体制」としてとらえる。同君はかかる政治体制の中国的起源を論じたあと、その問題点を以下の四点にまとめている。㈠人民の自発的政治参加、言論の自由が制限されたために、政治的利益の集約と表出が弱体化し、そのことによって指導者が正確な情報にもとづく情況判断ができなくなってしまったこと。㈡党が国家と人民を統制しようとした結果、管理のためのぼう大な組織を生み出し、官僚主義の温床となったこと。㈢政治的統制と近代化過程が必要とする政治的・経済的自由との均衡点を見出すことが困難であること。㈣高度な集権体制は特定の個人の指

導者の独裁に帰着したことがそれである。

かかる問題点を念頭におきつつ、唐亮君は一一期三中全会以来の中共の体制改革の努力を評価する。党中央指導部における集団指導的政策決定への傾斜、イデオロギー管理の柔軟化、経済における地方分権化と統制の緩和、党政分離などがそれである。しかし、かかる変化を通して既得権を失う党と国家の幹部の抵抗は依然として大きく、経済発展と民主化の均衡点をどこに見出すかということは、ひきつづき中国政治の問題点として残るであろう、というのが唐君の結論である。

以上において、本論文の各章の内容を紹介しつつ、論評を加えてきた。ここにおいて改めて論文全体の評価をしておきたいと思う。

本論文の第一の価値はその着眼点の良さにある。今日大きく変動しつつある中国の政治において、その核心にあるのは中国共産党の中国社会に対する支配の態様と浸透力である。党の支配は人民の心の中に内面化されており、政治体制のなかで制度化されている。かかる内面化され、制度化された党の支配と、近代化過程から生れてくる民主化への要求との拮抗関係をいかに判断するかが、将来の中国の政治発展の方向を予測する鍵である。唐亮君は、従来の研究を吸収しつつ、この問題に正面からとりくみ、理論的にも実証的にも問題の解明に成功している。中国政治の大きな変動のなかで党の支配は弛緩しつつも、依然として一定の拘束力を有していることを立証している点は、今日から近い将来の中国政治を予測するうえで有効である。

第二の点は、着眼の良さに加えて、本研究が党の行政組織に対する指導、特に行政機関における党グループの実態を解明したわが国における最初の研究であるということである。この研究は党の内部の運営を分析対象としているため、資料的困難を伴うものであったが、唐君は既存の文書を丹念に読みこむことによってこの問題を克服している。論文の形で発表された本論文の一部は、すでに多くの学術書に引用され、高い評価を得ている。また、これらの諸章は『アジア研究』、『アジア経済』などの学術雑誌に発表されたものである。

最後に、あえて注文をつけるとすれば、唐亮君の分析対象が党の行政組織に対する支配の点で一貫しているが、個々にとりあげられる分析のレベルは党グループ、党最高指導層、国営企業など必ずしも一定していない。これらはいずれも党の支配の重要な局面であるが、個々の章で統一的に把握されることが望ましい。

以上の評価に基づき、審査員一同は唐亮君の業績に対し博士(法学、慶應義塾大学)の学位を授与することが適当であると判断する。

平成六年一月二七日

主査　慶應義塾大学法学部教授　山田辰雄

法学研究科委員法学博士

副　査　慶應義塾大学法学部教授　小田　英郎
副　査　慶應義塾大学法学部教授　国分　良成
法学研究科委員法学博士
法学研究科委員

藤井徳行君学位請求論文審査報告

藤井徳行君の学位請求論文「日本における国民意識の形成と軍政」は、主論文十篇、副論文二篇から成り、その構成は以下の通りである。

主論文

第一章　西南戦争と厳戒令制定建白書に関する一考察
　第一節　はじめに
　第二節　西南戦争と反政府騒乱
　第三節　暴動連鎖勃発阻止と厳戒令関連単行法の制定
　第四節　建白書『戒厳宣告ノ議』
　第五節　むすび
第二章　日本陸軍の在郷的基盤
　——地域的尚武組織の成立と発展——
　第一節　はしがき
　第二節　徴兵忌避とその対策
　第三節　地域的尚組織の結成
　第四節　地域的在郷軍人会の結成
　第五節　むすび
第三章　日本軍隊の社会的基盤